

社援保発 1117 第 1 号
国住備第 110 号
平成 29 年 11 月 17 日

各都道府県
政令指定都市
中核市

民生主管部（局）長 殿
住宅担当部長 殿

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）
国土交通省住宅局住宅総合整備課長
（ 公 印 省 略 ）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律
第 21 条に基づく通知を行った登録事業者への連絡について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 24 号）が平成 29 年 10 月 25 日に施行されたところである。同法による改正後の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第 21 条において、登録住宅に入居する生活保護受給者（以下「被保護入居者」という。）の居住の安定の確保を図るため、被保護入居者が家賃の請求に応じないなどの事情がある場合には、登録住宅の賃貸人が保護の実施機関にその旨を通知し、これを受けて保護の実施機関においては、速やかに事実確認等を行うこととする規定が設けられた。

この規定に関し、保護の実施機関において講ずる措置に関する登録事業者に対する連絡の具体的な事務処理方法について、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行（被保護入居者に係る特例部分）について」（平成 29 年 10 月 25 日付け社援発 1026 第 2 号・国住備第 103 号厚生労働省社会・援護局長・国土交通省住宅局長通知）第 3 の 5 において、別途通知することとするとしていたが、下記の通り整理したので、了知の上、管内実施機関に周知願いたい。

記

住宅セーフティネット法第 21 条第 1 項に基づき登録事業者から通知があった

後、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 37 条の 2 に基づく住宅扶助費の代理納付の措置その他の必要な措置について判断を行った場合は、被保護入居者に連絡するとともに、その結果を、通知を行った登録事業者にも伝えることが、登録事業者との円滑な協力関係を築くことにつながり、被保護入居者の居住の安定にも資すると考えられることから、保護の実施機関は、以下の取扱いにより、速やかに、通知を行った登録事業者に連絡することとされたい。

なお、保護の実施機関は、通知を行った登録事業者に対して、被保護入居者に対する保護の実施に関する事項について教示する法律上の義務を負うものではない。したがって、登録事業者への被保護入居者の個人情報に関わる事項の連絡に際しては、各地方公共団体における個人情報保護条例に即して判断されたい。

1. 連絡内容

保護の実施機関から登録事業者に対し住宅扶助費の代理納付の措置等についての判断結果を連絡する場合には、別紙様式を参考として、以下の事項について連絡すること。

- ・ 住宅扶助費の代理納付の措置等についての判断結果
- ・ 保護の実施機関が住宅扶助費の代理納付の措置等を講じる場合には、その開始時期

なお、住宅扶助費の代理納付の措置等についての判断結果の理由を連絡する必要はない。

2. その他

登録事業者による通知の際に添付される賃貸借契約書には、通常、家賃等の支払期限が記載されているので、被保護入居者の居住の安定に支障が生じないよう、家賃等の支払期限を参考にして、速やかに、通知を行った登録事業者に判断結果を連絡することが望ましい。

以上

(別紙)

年 月 日

殿

〇〇〇〇福祉事務所長

通 知 書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 21 条第 1 項に基づいて、平成 年 月 日付けで受領した貴通知については、下記の通り取り扱うこととしたので御連絡します。

記

1 生活保護法第 37 条の 2 に基づく住宅扶助費等の代理納付

- 実施する（ 月分から）
- 実施しない（※）

※ 対象となる被保護者が存在しないときや個人情報保護のため対象となる被保護者の存在の有無を明らかにできないときを含む。

2 その他連絡事項

以上